

大阪人間科学大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

大阪人間科学大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、学則第1条に「建学の精神『敬・信・愛』を継承し、『自立と共生の心を培う人間教育』に基づき、生活の質的向上の方途を探る人間科学の展開を図り、課題解決能力と対人援助の専門知識・技術を持つ人間味豊かな人材を育成し、社会の発展に貢献することを目的とする。」と具体的に示している。

教育目標に掲げる「人と社会を支えるプロフェッショナルの育成」を反映させるべく、令和5(2023)年には長期的な目標として「大阪人間科学大学 ビジョン 2040」を策定し、このビジョンを実現するための中間時点での目標計画として、令和6(2024)年度からの「第5期中期計画」を策定している。

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は、「人材育成に関する目的及び教育研究の目的」をもとに一貫性のあるものとして策定し、大学ホームページ、学生便覧に掲載し、大学の個性・特色を明示している。

使命・目的及び教育目標に基づき、教育研究組織を設置している。

〈優れた点〉

○学生が主体となり、日本の社会課題の解決に取り組む「未来科プロジェクト」は、建学の精神や大学の使命・目的に沿った特色ある教育プログラムとして評価できる。

「基準2. 学生」について

アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れを行っており、一部の学科において収容定員が未充足であるものの、大学全体で定員充足に向けた取組みに努めている。

教職協働による学修支援体制を整備し、担任教員と副担当職員のペアからなる制度を導入している。学生への就職・進学を支援する組織としてキャリア開発委員会を設置し、就職・進路支援活動の基本的方針を決定している。

学生生活の安定を図るため、学生課と学生支援センターが中心となって各部署と連携しながら幅広い業務を行っている。奨学金に関しては、大学の平均貸与額を大きく超過した学生への助言など、奨学金適正化事業として取り組んでいる。

学生の履修登録や出席管理などはシステムで管理し、履修登録指導、学生面談記録などのポートフォリオが作成されている。図書館は、図書、学術雑誌、電子ジャーナル、視聴覚資料の充実が図られている。各調査によって把握した意見・要望については、法人本部と共有・連携を図り、学生サービスの充実や改善に役立てている。

「基準 3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを作成し、成績評価基準、進級基準、卒業認定基準、大学院における修了要件を学則等に定め、大学ホームページや学生便覧で周知の上、厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫性を持ち、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリングにより、各科目とディプロマ・ポリシーとの対応や科目の難易度、相互関係を明示している。

学修ポートフォリオの活用を推進するとともに、授業評価アンケート及び「相互授業参観」を実施し、授業改善につなげている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示し、教育目標及び学修成果の到達度を可視化することを目的としたアセスメント・ポリシーに基づき、教育活動を定期的に適切な方法で点検・評価し、教育の質保証に適切に取り組んでいる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長の補佐として「学監」、副学長を置き、学長のリーダーシップを補佐する組織として学長直轄の「学長室会議」を設置している。教学マネジメントの機能を高めるために、教授会のもとに委員会と小委員会を置き、それぞれの委員会規則に基づき、審議を行う体制を構築している。各委員会には教職協働で大学運営を進めるため職員が委員として参画している。

教員の教育内容・方法の改善等に繋がる FD(Faculty Development)の実施については、「FD・SD 委員会」を設置し、中期計画において活動計画を立て、組織的、計画的に実施している。アンケートで活動の効果検証を行うとともに、改善点や今後の活動についての意見・要望を求めるなど、活動の充実を図っている。学内の SD(Staff Development)活動として、職員も FD 研修に教員と合同で参加している。

倫理審査委員会や大学院研究倫理委員会において、研究活動の公正性を確保している。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

管理運営は、寄附行為等に従って適切に運営している。情報の公表は、私立学校法において義務付けられているものは適切に公表をしている。使命・目的の実現のために 5 年ごとに中期計画を立案し、継続的な努力をしている。

理事会は、最高意思決定機関として適切に運営されている。

法人と大学の円滑な意思疎通を図ることを目的として「大学協議会」「運営協議会」があり、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制の環境を整えている。

財務計画は、学生・生徒・園児数の見通しや施設整備計画などを踏まえ、適切に見直ししており、計画に基づいた財務運営を行い、健全な収支バランスを保っている。毎年度、理事長や法人本部役職者及び監事を対象とした公認会計士による監査報告会を実施し、監査結果の報告のほか意見交換が行われている。

「基準 6. 内部質保証」について

自己点検・評価委員会は学長が委員長となり、自己点検・評価及び改善の PDCA サイクルを推進している。自己点検評価書は外部委員によって点検・評価されており、内部質保

証の客観性を確保している。自己点検・評価は、三つのポリシーに基づくものと、中期計画に基づく自己点検・評価活動があり、自主的・自律的に実施し、自己点検評価書と「外部評価報告書」は大学ホームページで公開している。

アセスメント・ポリシーに基づき、現状把握のための情報収集・分析を大学改革推進室、教務委員会、FD・SD委員会、大学院研究科で行っている。

設置計画履行状況調査で付された遵守事項や指摘事項はいずれも改善を図っており、組織的に適切な対応を行い、内部質保証システムは機能している。

総じて、大学は、平成13(2001)年の開学以来、建学の精神である「敬・信・愛」をもとに「自立と共生の心を培う人間教育」を教育理念に、医療・福祉、教育・保育、心理などの専門大学として、各分野を横断した「チーム支援」をリードする「対人援助の専門職業人」の育成に力を入れている。地元摂津市にある唯一の大学として、摂津市はもとより大阪府内を中心に広く近畿圏の行政や市民との連携のもと、地域社会に貢献している。学生が主体となり、日本の社会課題の解決に取り組む「未来科プロジェクト」は、令和6(2024)年に開設した人間科学部社会創造学科が中心となり、「対人援助の未来」を創り出すことが期待される。

内部質保証のための組織・責任体制を整備し、自己点検・評価及び改善の仕組みが確立し、機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 未来科プロジェクトの推進

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的は、学則第1条に「建学の精神『敬・信・愛』を継承し、『自立と共生の心を培う人間教育』に基づき、生活の質的向上の方途を探る人間科学の展開を図り、課題解決能力と対人援助の専門知識・技術を持つ人間味豊かな人材を育成し、社会の発展に貢献することを目的とする。」と具体的に示し、研究科・学部・学科・専攻の「人材養成に関する目的及び教育研究の目的」は学則の別表に、簡潔に文章化している。

大学設立理念、教育理念、教育目標、教育方針は大学ホームページ・学生便覧に掲載し、大学の個性・特色を明示している。

変化の激しい社会に対応するため、中期計画を策定し、教育プログラムの改善に取り組んでいる。

〈優れた点〉

○学生が主体となり、日本の社会課題の解決に取り組む「未来科プロジェクト」は、建学の精神や大学の使命・目的に沿った特色ある教育プログラムとして評価できる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

学長は教職員へあらゆる機会を通じて大学の使命・目的及び教育目標を説明し、理解と支持を得るよう努めている。学外に対しては、大学案内及び大学ホームページなどに明記しているほか、公開講座や地域学術サロンの挨拶における言及を通して周知を図っている。

教育目標に掲げる「人と社会を支えるプロフェッショナルの育成」を反映させるべく、令和 5(2023)年には長期的な目標として「大阪人間科学大学 ビジョン 2040」を策定し、このビジョンを実現するための中間時点での目標計画として、令和 6(2024)年度からの「第 5 期中期計画」を策定している。

三つのポリシーは、「人材養成に関する目的及び教育研究の目的」をもとに一貫性のあるものとして策定している。

使命・目的及び教育目標に基づき、3 学部 8 学科・1 研究科を構成し、二つのセンターを教育研究組織として設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神と教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、大学案内、大学ホームページ、学生便覧、学生募集要項などに記載し、周知を図り、入学者選考を適切に実施している。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れの検証は、入試委員会及び大学改革推進室において、新入生の入学後の GPA(Grade Point Average)分析、単位修得数の検証を行い、中途退学防止のための対策を検討している。

入学定員に沿った適切な学生の受入れについて、一部の学科において収容定員が未充足であるが、全学的な学生募集活動の実施など、学長のリーダーシップのもと大学全体で定員充足に向けた取組みに努めている。

〈改善を要する点〉

○人間科学部医療福祉学科、保健医療学部作業療法学科、言語聴覚学科の収容定員充足率がともに 0.7 倍未満であることについて改善を要する。

〈参考意見〉

○人間科学部子ども教育学科の収容定員が未充足であるため、引続き定員充足に向けた全学的な努力が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援体制を整備し、適切に運営しており、障がいのある学生への配慮などは各委員会を主体として適切に実施しており、担任教員と副担当職員のペアからな

る制度を導入し、教職協働の仕組みに基づき実施している。

オフィスアワーは、学長をはじめとして、全ての専任教員のオフィスアワーを学修支援システムに掲示し、兼任教員は授業前後の時間に対応することをシラバスに明記するなどして、全学的に学生からの質問や相談に対応する制度を設けている。

「ティーチング・アシスタント取扱要領」に基づき、大学院生を TA として採用し、将来の教育研究者としての資質向上の訓練機会を提供している。また、学部生による学修支援活動の一端として、SA(Student Assistant)を活用するなど、学生の学修支援体制を整備している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学生の就職・進学を支援する組織としてキャリア開発委員会を設置し、毎月の定例会議を開催し、就職・進路支援活動の基本的方針を決定している。

2・3年次を対象に実施している「インターンシップ対策講座」では、インターンシップの応募方法や参加目的、考え方についての説明を行っている。

キャリア支援においては、個人指導を重要として捉え、就職や進路に関する個人面談を3年次と4年次に実施している。面談はキャリアセンター課とゼミ担当教員がそれぞれで実施し、両者の面談の結果を相互に共有しながら、個々の学生支援を行う体制を整備している。

また、教育課程内外を通じて、国家資格の取得や免許取得などに向けたキャリア支援が適切に実施されている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の安定を図るため、学生課と学生支援センターが中心となって各部署と連携しながら幅広い業務を行っている。学内でのハラスメントは、相談員が対応に当たっている。正雀学舎、庄屋学舎とも保健室には有資格者を配置している。

奨学金に関して、貸与額と返納額と平均貸金を比較して真に必要な貸与額を検討するワークシートを用いた演習、大学の平均貸与額を大きく超過した学生への助言など、学生課が中心となり、奨学金適正化事業として取り組んでいる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地校舎面積は設置基準を満たしており、教育目的達成のための学修環境を整備し、有効に活用している。また、学内全域で無線 LAN 環境を構築している。

学生の履修登録や出席管理、成績管理、事務連絡等はシステムで管理し、履修登録指導、学生面談記録等のポートフォリオが作成されている。

図書館は、図書、学術雑誌、電子ジャーナル、視聴覚資料の充実が図られている。また、図書館には、ラーニング・コモンズが設置されている。

障がいのある学生に対し、施設内の移動が行えるようスロープがあり、多目的トイレなども整備されている。

大学全体として少人数教育に取り組んでおり、全学部共通の基礎科目は、100 人を越える授業を少なくする工夫により、履修学生数の適切な管理を行っている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

新入生期待度調査、教学実態調査、授業評価アンケートを実施し、学修支援体制の改善に反映している。

各調査によって把握した意見・要望については、法人本部と共有・連携を図り、学生サービスの充実や改善に役立っている。

校友会と学長による「学長懇談会」を実施しており、学生は、総意としての意見や要望をまとめ、学長に提案している。大学は「学長懇談会」を通じて学生の現状を把握し、学修環境の改善等、大学運営に生かしている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準3を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目3-1を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科・専攻及び大学院研究科において教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを作成している。その周知については、大学案内、大学ホームページ、学生便覧に記載し、周知するとともに、新入生オリエンテーション、年次別履修ガイダンスにおいて学生に口頭で説明している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた成績評価基準、進級基準、卒業認定基準、大学院における修了要件を、学則、「履修方法等に関する細則」「試験及び成績評価に関する規程」、学位規程に定め、大学ホームページや学生便覧で周知の上、厳正に適用している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目3-2を満たしている。

〈理由〉

各学部・学科・専攻及び大学院研究科においてカリキュラム・ポリシーを作成し、学生便覧、大学院学生便覧などで周知している。また、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫性を持ち、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリングにより、各科目とディプロマ・ポリシーとの対応や科目の難易度、相互関係を明示している。

各学科・大学院研究科ではカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成し、適切なシラバスやキャップ制のもと厳正に実施・運用している。また、教養教育の運営及び点検・評価は、教務委員会と教養教育推進室が連携し、適切に実施している。

全学的な取組みとして学修ポートフォリオの活用を推進するとともに、授業評価アンケ

ート及び相互授業参観を実施し、授業改善につなげている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示し、教育目標及び学修成果の到達度を可視化することを目的としたアセスメント・ポリシーに基づき、教育活動を定期的に適切な方法で点検・評価している。また、各種調査の結果を全学的に共有し、学科や教員、個々の学生にフィードバックすることで、教育内容・方法及び学修指導の改善につなげ、教育の質保証に適切に取り組んでいる。

現在、学修成果の更なる具体化や数量化を目的としたアセスメント・ポリシーの見直し及びループリックの作成に着手しており、その成果が期待できる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長の補佐として管理運営を担当する「学監」、校務を担当する「副学長」を置き、学長のリーダーシップを補佐する組織として学長直轄の「学長室会議」を設置している。

学長が意思決定を行うに当たり、教授会は役割として、教授会規程で学長に意見を述べる事項を具体的に定めている。また、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長裁定を定めている。

教学マネジメントの機能を高めるために、教授会のもとに委員会と小委員会を置き、そ

それぞれの規則に基づく事項について審議を行う体制を構築しており、各委員会には教職協働で大学運営を進めるため職員が委員として参画している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、設置基準上必要な教員数、教授数などを適切に確保・配置している。

教員の採用・昇任については、「教員の採用及び昇任・昇格規程」「教員資格審査基準」を定め、採用は公募制を採っており、昇任・昇格は基準に定められている職位ごとの必要資格だけでなく、教員評価等の結果も加味して審査している。

教員の教育内容・方法等の改善につながる FD の実施については、FD・SD 委員会を設置し、中期計画において活動計画を立て、組織的・計画的に実施している。

授業評価アンケート結果と「成績実態に関するデータ」結果も FD に活用し、各教員が次年度の授業改善を行っている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

学内の SD 活動は、FD・SD 委員会が中期計画を踏まえて立案した活動計画に基づいて実施しており、学生支援センターや「人権教育推進委員会」が主催するもののほか、私学団体や民間企業が実施する研修会など、さまざまな機会を提供している。また、職員も教育に関する見識をもって学生や教員を支援できるよう、SD 活動の一環として、FD 研修に教員と合同で参加している。

FD・SD 委員会は、アンケートで活動の効果検証を行うとともに、改善点や今後の活動についての意見・要望を求めるなど、活動の充実を図っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

全専任教員の個人研究室のほか、大学院生用の研究室を設置しており、無線 LAN の整備など通信環境を含めた十分な環境を確保している。また、教育研究活動に専念できるよう研修日を設けている。

「研究活動不正行為防止規程」「学術研究倫理指針」を定め、研究倫理を確立している。倫理審査委員会や大学院研究倫理委員会において、研究活動の公正性を確保している。

「教員研究費規程」により個人研究費を適正に配分し、執行管理、チェック体制を確保している。個人研究費とは別に、科学研究費助成事業などによる外部資金の確保を促すために「薫英研究費」を設けている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

管理運営は、寄附行為、学則、就業規則、「組織及び管理運営規程」などの諸規則に従い、適切に運営している。

情報の公表について、私立学校法において義務付けられているものは適切に公表し、閲覧に供している。また、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づいた情報、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく教員の養成の状況も適切に公表している。

使命・目的の実現のために 5 年ごとに中期計画を立案し、継続的な努力をしている。また、計画の進捗を自己点検・評価することで、次の中期計画につなげている。

「ハラスメントの防止等に関する規程」「ハラスメントの防止に関するガイドライン」「個人情報保護規程」「公益通報等に関する規程」を定め、運用することで学生、教職員の人権の配慮に努めている。また、「危機管理規程」を定め、全学的な危機管理体制を整え、安全配慮に努めている。有事の際に学生が主体的に行動できるよう避難訓練を実施してい

る。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は、寄附行為に定めた人数で運営され、定例会と臨時会を開催し、予算・決算をはじめとした、最高意思決定機関として必要な議案について審議・決定している。評議員会に諮問が必要な事項も、寄附行為にのっとり適切に諮問された上で審議・決定している。

理事の会議出席状況も良好であり、欠席する場合も意思表示書の提出を求め、議案ごとに賛否の意思表示がされ、理事としての役目を果たしている。

理事及び評議員に対し、私学を取巻く法令改正を含めた動向等の理解を得るため、常勤の者には外部の説明会参加、外部理事・評議員には、理事会・評議員会の際に説明をすることにより役割発揮の向上を図っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会には学長も理事として出席し、大学の付議事項について説明することで理事会の意思決定を円滑に進めている。また、大学の教学部門の状況報告も行うことで理事会との意思疎通を図っている。

法人と大学の円滑な意思疎通を図ることを目的として「大学協議会」を開催しており、理事長が議長となり出席している。また、大学の教育・研究に関する基本事項や運営に関する重要事項を審議するための「運営協議会」があり、理事長も構成員となっている。これらの法人と大学の連携により理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制の環境を整えている。

法人及び大学の管理運営機関の相互チェックの機能として、「監事監査規程」を定め、監事による監査を行っている。監事は理事会・評議員会に出席し、監査の報告をするとともに意見を述べている。

評議員会は寄附行為で定めている理事長からの諮問事項である予算、事業計画、寄附行為の変更等の重要事項について審議を行うなど、適切にその役割を果たしている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財務計画は、学生・生徒・園児数の見通しや施設整備計画などを踏まえて適切に見直ししており、計画に基づいた財務運営を行っている。令和元(2019)年からの5年間は、経常収支、事業活動収支、基本金組入後収支の黒字を確保している。

使命や目的の達成のために、主に人件費及び管理経費の見直しを進めており、健全な収支バランスを保っている。

科学研究費助成事業への採択や若手・女性研究者奨励金の獲得などのために、「薫英研究費」を配分するなど、外部資金の確保に努めている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

公認会計士による会計監査、監事監査を実施しており、学校法人会計基準及び経理規程に基づいた適正な会計処理が行われている。

当初想定されなかった支出が発生した場合には、補正予算を編成しており、予算と決算のかい離が抑えられている。なお、予算編成に当たっては、理事会及び評議員会で手続きをしている。

毎年度、理事長や法人本部役職者及び監事を対象とした公認会計士による監査報告会を実施し、監査結果の報告のほか、さまざまな意見交換が行われている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証の全学的な方針と組織体制は学則に明示している。自己点検・評価委員会は学長が委員長となり、自己点検・評価及び改善の PDCA サイクルを推進している。策定した計画に基づき、大学全体レベル、学位プログラムレベル、個々の授業レベルにおいて、日常的な点検・評価及び改善活動に取り組んでいる。

自己点検評価書は外部委員によって点検・評価されており、内部質保証の客観性を確保している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価は、三つのポリシーに基づくものと、中期計画に基づく自己点検・評価活動があり、自主的・自律的に実施している。

自己点検評価書と「外部評価報告書」は、学内で報告されるとともに、大学ホームページで公開されている。

教育の質の向上を目指して、教育活動を定期的に適切な方法で点検・評価し、教育目標及び学修成果の到達度を可視化することを目的とした、アセスメント・ポリシーを定めている。アセスメント・ポリシーに基づき、現状把握のための情報収集・分析を大学改革推進室、教務委員会、FD・SD 委員会、大学院研究科で行っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価活動によって見出された課題は、自己点検評価書の「自己点検評価結果における課題と対応」欄にまとめ、これらを主に中期計画に反映し、重点取り組み事項として関連部署が取り組んでいる。また、緊急性の高い課題は、学長室会議において対応を検討している。

設置計画履行状況調査で付された遵守事項や指摘事項はいずれも改善を図っており、組織的に適切な対応を行っている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会への貢献

A-1. 地域連携と社会貢献に関する方針と具体的な取組み

A-1-① 地域連携と社会貢献の意義及び方針の明確化

A-1-② 地域自治体等との連携

A-1-③ 大学教育・研究を通じての社会連携

A-1-④ 学生参加を通じての社会連携

【概評】

第5期中期計画において「地域及び社会の持続的発展に貢献する」ことを大学の目標に掲げ、福祉・医療・心理・教育分野での地域連携に関する多様な事業活動を通じて、大学の有する物的・人的資源の地域への提供、還元に取り組んでいる。

設置している学部・学科・研究科の特性を生かし、地元摂津市をはじめとする大阪府内の自治体や、近隣府県との連携により、各自治体の多岐にわたる行政分野において、その円滑な推進に寄与する活動を行っている。また、「ことばときこえの発達支援センター」と「心理・教育相談センター」は、言語聴覚学科・大学院研究科の教育・研究活動を通じて、子育てをはじめとする地域住民のさまざまな不安を解消できる窓口として医療福祉につながる活動を行っている。

大学は、学生の社会貢献活動への積極的な参加を促進するため、「社会貢献活動推進会議」を設置し、ボランティア活動の提供や、「社会貢献活動認証制度」による表彰を実施している。大学の支援のもと実施される社会貢献活動において、学生はその意義を学ぶだけでなく、自身の対人援助能力を向上させることにもつながっている。

今後、大学の教育・研究成果を生かした社会貢献活動を「未来科プロジェクト」として集約することで、地域における「知の拠点」としての役割を担うことが期待できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 未来科プロジェクトの推進

本学では、建学の精神「敬・信・愛」及び「対人援助職のリーダー育成」のビジョンのもと、日本の社会課題を立ち向かい、課題解決に向けて挑戦する本学独自の特長ある事業として、平成 30（2018）年度より「未来科プロジェクト」に取り組んでいる。

「未来科プロジェクト」は、本学の在学生・卒業生、教職員はもちろん、子どもたちや企業などとともに、対人援助の明るい未来を創り出すためにどう社会課題に向き合っていくかを考えていく取組みであり、そのためのツールとして「ニッポンのしゅくだいドリル」を制作している。

「ニッポンのしゅくだいドリル」は、いま社会が向き合わなければならない様々な課題に対して、大人から子どもまでみんなで考えるきっかけをつくるために制作したもので、ドリルの問題は大学生が教員や現場で働く方々からそれぞれが抱える課題をヒアリングし、現場の生の声や実際にあった事例を基に作成している。また、全ての問題に正解がなく、「どこが課題のポイントなのか?」「解決のためにどんなアイデアがあるのか?」を当事者目線で考えを表現してもらい、周りの人と答えを照らし合わせ、議論することで自分なりの解決法を見つけ出すことを目的としている。

平成 30（2018）年度～令和元（2019）年度にかけて実施したワークショップでは、本学の学生がファシリテーターとなり、「ニッポンのしゅくだいドリル」を用いて社会課題を解決するための方法を考えた。一般向けとしては「丸善ジュンク堂書店」におけるワークショップ、企業との連携としては「㈱ジンス」「㈱LIXIL」とのワークショップを実施した他、摂津市教育委員会との連携により、摂津市内の3校の小学校（4年生対象）において日本の社会課題の解決にチャレンジするワークショップを実施した。令和2（2020）年度以降も継続して摂津市内の小学校でのワークショップや企業とのコラボレーション等を計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大による未曾有の情勢に突入し、全プログラムが中止となった。その後も感染症の収束は見通せず、本プロジェクトは再開時期未定のまま令和2（2020）年度～令和4（2022）年度までは活動の休止を余儀なくされたが、令和5（2023）年5月に新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に移行したことに伴い、「未来科プロジェクト」についても、オープンキャンパスや大学祭でのブース設置による広報活動及び摂津市内の4校の小学校（3～5年生対象）でのワークショップを再開した。

令和6（2024）年度には人間科学部に、異なる分野の専門職業人をチームとして機能させ、様々な社会課題を発見・解決するためのスキルや知識を学ぶ「社会創造学科」を開設した。PDCA サイクルを描きながら、答えのない社会課題の解決に果敢にチャレンジし、プロジェクトを通じて、社会で求められる問題解決力、コミュニケーション力、リーダーシップといった多様なヒューマンスキルを養成するという学科理念は、まさに「未来科プロジェクト」の趣旨とも合致している。

今後、「未来科プロジェクト」は本学での学科横断的な取り組みの体制を維持しつつも、この社会創造学科が中心となり学科をあげてプロジェクトの運営に携わっていくことで、地域における活動の幅をますます広げていく。

